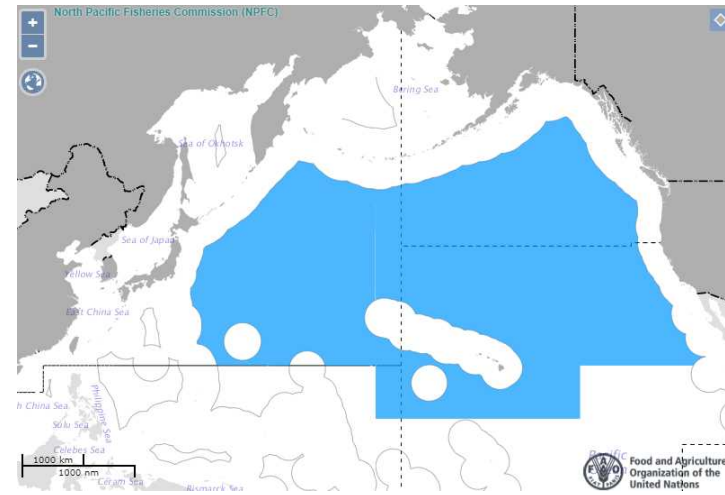


## 概要

- **目的**  
北太平洋の海洋生態系を保護し、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。
- **設立条約**  
北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約(略称:北太平洋漁業資源保存条約)(Convention on the Conservation and Management of High Seas Fisheries Resources in the North Pacific Ocean)
- **発効**  
2015年7月19日(我が国の受諾書寄託:2013年7月16日)
- **機能**
  - ・ 条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置を採択すること。
  - ・ 委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適当な協力の仕組みを設けること。
- **締約国等(9)** 日本、カナダ、中国、ロシア、韓国、米国、バヌアツ、台湾、EU
- **事務局所在地** 東京(東京海洋大学品川キャンパス内)
- **対象魚種**  
サンマ、サバ類、マイワシ、スルメイカ、アカイカ、クサカリツボダイ、キンメダイ等。ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、定着性種族等を除く。

## 条約適用水域



### 主な魚種の我が国漁獲量 (単位:トン)(出典:NPFC)

|       | サンマ   | サバ類   | キンメダイ |
|-------|-------|-------|-------|
| 2018年 | 12.9万 | 33.9万 | 2.7千  |
| 2019年 | 4.3万  | 33.4万 | 1.7千  |
| 2020年 | 3.0万  | 27.2万 | 1.1千  |
| 2021年 | 1.8万  | 34.0万 | 0.7千  |

## 保存管理措置

1. サンマの保存管理措置:2021年及び2022年漁期におけるNPFC条約水域(公海)への総漁獲可能量(TAC)を19万8千トンに規制(各国は公海での漁獲量について2018年の実績から40%削減)、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止、サンマの洋上投棄禁止、小型魚の漁獲抑制の奨励等。
2. マサバの保存管理措置:可能な限り早期に資源評価を完了し、それまでの間、公海でマサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止。
3. 底魚の保存管理措置:天皇海山海域におけるクサカリツボダイについて、当面は漁獲を抑制しつつ、モニタリングにより資源状況が良好と判明した時点で漁獲の増加を認めることとする等。
4. マイワシ、スルメイカ、アカイカの保存管理措置:許可隻数の増加抑制等。
5. IUU漁船リスト作成(無国籍船36隻掲載)
6. 公海乗船検査:委員会に登録された各国の取締船は、一定の手続きに従って、条約水域で操業する漁船に対し乗船検査を実施可能。

### 各メンバーのサンマの漁獲量と日本の漁獲割合の推移 (データの出典:NPFC)

